

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示

令和6年4月25日

生駒市長 小紫 雅史

1 公募の趣旨

本業務は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買い物、調理などの生活支援を行うことにより、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止及び生活機能の維持又は向上を目指すことを目的として、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付け老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定める生活援助に相当するサービスを提供する業務（訪問型サービスA）である。介護人材不足が課題となる中、多様な主体の参画を図りながら掃除等の生活支援を行う人材を幅広く確保することで訪問型サービスAを充実させるとともに、訪問介護員が専門性を活かした身体介護に集中できる環境の構築にもつなげられるよう検討を重ねた結果、本業務を遂行する委託先は、介護事業所以外の事業者であって、生活支援サービスを担う人材を確保することができ、かつ利用者の多様なニーズに応じたマッチングを行えるノウハウを有していること、及び医療福祉職に係る有料職業紹介事業を通じて介護現場の実情に精通し人材管理を行う能力を有した事業者であることが適切であり、また、サービス提供及び管理を適切に行うため、サービス提供責任者として、介護支援専門員等の専門的知見を有する者を配置することが必要であるため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても「4 公募要件」を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者が全て辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。なお、「4 公募要件」を満たすと認められる者がいる場合は、随意契約の候補者として当該応募者と協議する。

2 委託契約等の概要

(1) 業務件名

生駒市訪問型サービスA（委託型）事業業務委託

(2) 業務内容

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付け老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定める生活援助に相当するサービスの提供

詳細は、生駒市訪問型サービスA（委託型）事業実施要綱のとおり

(3) 履行期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

3 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けていない者とする。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった当該応募者との協議期間において、入札参加停止措置等を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4 公募要件

- (1) 市民税（法人・個人）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 生駒市訪問型サービスA（委託型）事業実施要綱に定める事項を満たすこと。

5 サービス単価

サービス名称	介護報酬単価	
訪問型サービスA	週1回程度	2,302円/回
	月4回超の場合	10,086円/月
	週2回程度	2,302円/回
	月8回超の場合	19,870円/月
	週2回超程度	2,302円/回
	月12回超の場合	29,853円/月
	初回加算	2,084円

6 手続等

(1) 本公示に係る資料の配布期間と配布場所等

① 配布期間

令和6年4月25日(木)～令和6年5月16日(木)

② 配布場所

ア 生駒市ホームページ

①の期間

イ 生駒市役所における配布

生駒市福祉部地域包括ケア推進課

(奈良県生駒市東新町8番38号 生駒市役所2階 31番窓口)

※配布時間は、8時30分から17時15分まで（閉庁日を除く）

③ 配布書類

要綱、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和6年4月25日(木)～令和6年5月16日(木)17時15分まで

② 提出場所

生駒市福祉部地域包括ケア推進課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に委託契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は提出期間中に必着しなければならない。

(2) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、委託契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、生駒市長に対して、委託契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

7 問い合わせ先

生駒市福祉部地域包括ケア推進課

電話 0743-74-1111 (内線2920)

担当 秋永

8 その他

(1) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の委託契約を中止する場合がある。

(2) 提出書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

なお、本参加意思確認手続及び参加意思確認手続後に行う受託（候補者）特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。